

丹波市こどもの権利に関する条例（案）

みなさまのご意見・ ご提案を募集します！



令和 6 年 11 月 19 日 (火) ～ 12 月 18 日 (水) 午後 5 時まで

丹波市では、こどもの権利を理解し、こどもが健やかに自分らしく成長し、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会を実現するため「丹波市こどもの権利に関する条例（案）」を作成しました。

より良い条例とするために、市民のみなさまから広く意見を募集します。

意見票を提出できる人

- (1) 市内に住所を有する人
- (2) 市内に事務所または事業所を有する個人、法人など
- (3) 市内に通勤、通学する人
- (4) 丹波市ふるさと住民登録者

ご意見・ご提案の提出方法

- (1) 持参：次の窓口に意見箱を設置しています。

・丹波市健康福祉部子育て支援課（健康センターミルネ 3 階）
・本庁舎、本庁第 2 庁舎、各支所・住民センター、ライフピアいちじま、市民プラザ

- (2) 郵送：〒669-3464 丹波市氷上町石生2059番地5

丹波市健康福祉部 子育て支援課 子育て支援係 宛

- (3) FAX：0795-86-7326 ※電話は不可

- (4) 電子メール：kosodate@city.tamba.lg.jp

- (5) 市ホームページ：右の回答フォームから回答できます。



お問い合わせ先

丹波市健康福祉部

子育て支援課 子育て支援係 電話番号：0795-88-5751（直通）

丹波市こどもの権利に関する条例(案)に対するご意見・ご提案

丹波市健康福祉部 子育て支援課 子育て支援係 宛

氏 名 (法人名等)			
住 所 (所在地)	〒 -	電話番号	
意見者の区分	いずれかにチェック☑をしてください。 ☐ (1) 市内に住所を有する人 ☐ (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人など ☐ (3) 市内に通勤、通学する人 ☐ (4) 丹波市ふるさと住民登録者など		
ご意見・ご提案 の公表	ご意見・ご提案は、市の考え方とともにホームページで公表を予定しています。 公表に関して、いずれかにチェック☑をしてください。 ☐ 希望する ☐ 希望しない		

※公表の際には、ご意見以外の内容(氏名、住所などの個人情報)は公表しません。

記入方法

- ①「該当箇所」欄には、計画書のどの部分にご意見・ご提案を記載されたか、ページ数などが分かるように記入してください。
- ②「ご意見・ご提案」欄には、あなたの想いや考えを記入してください。

該当箇所	ご意見・ご提案
【記入例】 (3)ページ (10)行目 前文について	【記入例】 「自分を大切にする気持ちや他者を思いやる心を養い」について、「自分を大切にする気持ちや自分と同じように他者を思いやる心を養い」という表現のほうが良いのでは？
()ページ ()行目	
()ページ ()行目	
()ページ ()行目	

※募集期限:令和6年12月18日(水)午後5時必着

※ご意見・ご提案の内容については、標記のパブリックコメントの目的以外には使用しません。

※お寄せいただいたご意見・ご提案に対し、個別の回答は行いませんのでご了承ください。

提出方法

- 持 参：丹波市 健康福祉部 子育て支援課係（健康センターミルネ3階）、
本庁舎、各支所・住民センター、ライフピアいちじま、本庁第2庁舎、
市民プラザの窓口に設置の意見箱
- 郵 送：〒669-3464 丹波市氷上町石生 2059 番地 5
丹波市 健康福祉部 子育て支援課 子育て支援係 宛
- FAX：0795-86-7326 ※電話は不可
- 電子メール：kosodate@city.tamba.lg.jp
- 市ホームページ：右の二次元コードからインターネットでも回答できます。

回答フォーム

